

校区交通安全推進協議会育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号以下「規則」という。）に定めるもののほか、校区交通安全推進協議会が行う交通安全事業に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1の2

校区交通安全推進協議会

小学校関係者を含む校区内の交通安全活動等を行う組織

(補助対象事業)

第2 補助金の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 登校指導等交通事故の防止と交通安全の推進活動
- (2) 道路環境及び交通安全施設の破損等を通報する活動
- (3) その他市長が必要と認める交通安全活動

(補助金の額)

第3 補助金の額は、均等割と生徒数割とし、その額は毎年度予算で定める額の範囲内とする。

(交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、規則第6条の規定による補助金の交付申請を6月30日までに行わなければならない。

ただし、当該年度途中で結成されたものは、結成後2か月以内に申請しなければならない。

(実績報告)

第5 規則第13条の規定による実績報告をしなければならない。

(実施時期)

第6 この要綱は、昭和52年4月1日から実施し、昭和52年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。